

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(その日は、
日休むこと
の意)

◇告示 昭和四十三年度鳥取県一般会計補正予算等

療養取扱機関として申出があつたものとみなされるもの
換地計画の認可

豚の家畜人口授精講習会の開催
豚等の移入を禁止する区域の指定
基本測量の実施

◇正誤 昭和四十三年十月鳥取県告示第六百九十五号中訂正

告 示

鳥取県告示第七百三十三号

昭和四十三年九月定例県議会で十月七日議決された昭和四十三年度鳥取県一般会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、昭和四十三年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算及び昭和四十三年度鳥取県森山大山有料道路事業特別会計補正予算は、次のとおりである。

昭和四十三年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十三年度鳥取県一般会計補正予算

昭和四十三年度鳥取県一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ501,904千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31,141,224千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表継続費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額	補正額	計
5 分担金及び負担金	1 分担金	543,731△	37,967	505,764
			31,506	193,009
		382,228△	69,473	312,755
6 使用料及び手数料	2 手数料	562,929	1,951	564,880
		183,015	1,951	184,966
7 国庫支出金	1 国庫負担金	9,994,928	186,495△	10,181,423
		3,844,377	3,973	3,848,350
		6,016,093	179,007	6,195,100
		134,458	3,515	137,973
8 財産収入	2 財産売払収入	210,187	839	211,026
		182,858	839	183,697

歳入	9 寄附金	1 寄附金	93,193	6,901	100,094		
	歳入	11 繰越金	1 繰越金	189,341	314,838	504,179	
		歳入	12 諸収入	1 繰越金	189,341	314,838	504,179
			4 貸付金元利収入	2,484,343	28,847	2,513,190	
			5 委託事業収入	2,013,745	25,254	2,038,999	
			6 雑収入	168,622	2,984	171,606	
合計	合計	50,639,320	501,904,311	141,224,224			

歳出

歳出	1 議会費	1 議会費	147,324	1,251	148,575
		1 議会費	147,324	1,251	148,575
	2 総務費	1 総務管理費	1,554,838	65,658	1,620,496
		2 企画費	983,359	59,434	1,042,793
		4 市町村振興費	112,807	4,824	117,631
		7 統計調査費	29,570	300	29,870
		7 統計調査費	58,393	1,100	59,493
	3 民生費	1 社会福祉費	1,605,401	14,603	1,620,004
		2 児童福祉費	409,839	14,063	423,902
	合計	合計	482,427	540	482,967

4 衛生費	1 公衆衛生費	1 公衆衛生費	1,293,369	6,027	1,299,396
		2 環境衛生費	632,695	534	633,229
		3 保健所費	30,950	442	31,392
		4 医業費	344,822	1,551	346,373
	5 労働費	2 職業訓練費	284,902	3,500	288,402
		2 職業訓練費	252,939	—	252,939
	6 農林水産業費	1 農業費	78,292	464	78,756
		2 農業費	4,845,320	235,886	5,081,206
		3 畜産業費	1,726,544	66,559	1,793,103
		4 農地費	396,378	11,024	407,402
5 水産業費		1,225,283	132,827	1,358,110	
7 商工業費	1 商業費	1,106,501	10,766	1,117,267	
	2 工業費	390,614	14,710	405,324	
	1 商業費	2,181,590	34,476	2,216,066	
	2 工業費	853,295	34,036	887,331	
8 土木費	1 土木管理費	1,229,997	440	1,230,437	
	2 道路橋りょう費	6,678,692	112,761	6,791,453	
	3 河川海岸費	132,457	712	133,169	
	4 港湾費	3,708,678	44	3,708,722	
	5 都市計画費	1,624,478	99,420	1,723,898	
9 警察費	1 警察管理費	381,897	5,949	387,846	
	1 警察管理費	517,790	8,148	525,938	
合計	合計	1,404,481	15,782	1,420,263	
合計	合計	1,310,166	15,782	1,325,948	

10 教 育 費	1 教育総務費	8,445,982	14,638	8,460,620
		2 小学校費	3,122,199	3,729
3 中学校費	1,777,969	2,337	3,125,928	
4 高等学校費	2,500,215	3,132	2,503,347	
5 特殊学校費	209,741	494	210,235	
6 社会教育費	118,693	957	119,650	
7 保健体育費	106,903	710	107,613	
11 災害復旧費	371,005	358	371,363	
	1 農林水産施設災害復旧費	120,967	358	121,325
合 計		30,639,320	501,904	31,141,224

第2表 継続費補正

9 警察費	1 警察管理費	自動車運転免許試験場及び安全運転学校等建設費	補 正 前		補 正 後	
			総額 千円	年度年割額 千円	総額 千円	年度年割額 千円
			57,500	42	30,000	59,600
				43	27,500	
					43	29,600

昭和43年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

昭和43年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に

定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,946千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ162,803千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入	款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 繰 入 金	1 一般会計繰入金	29,737	2,486	32,223	
3 繰 越 金	1 繰 越 金	1,323	700	2,023	
4 諸 収 入	1 貸付金元利入	77,037	1,806	75,231	
合 計		155,857	6,946	162,803	

歳 出

歳 出	款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
合 計			155,857	6,946	162,803

昭和43年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

昭和43年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,930千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,539千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 財 産 収 入	1 財産売却収入	千円	千円	千円
		45,770	769	46,539
3 繰 入 金	一般会計金	千円	千円	千円
		21,879	122	22,001
4 繰 越 金	繰越金	千円	千円	千円
		12,000	1,054	13,054
5 諸 収 入	雑収入	千円	千円	千円
		7,932	1,985	9,917
歳 入 合 計		87,609	3,930	91,539

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 県営林事業費	造林事業費	千円	千円	千円
		87,609	3,930	91,539
		13,629	1,852	15,481
3 保育事業費	保育事業費	千円	千円	千円
		57,065	2,078	59,143
歳 出 合 計		87,609	3,930	91,539

昭和43年度鳥取県有料道路三朝高原道路事業特別会計補正予算

昭和43年度鳥取県の有料道路三朝高原道路事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ35,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,630千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の追加は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 寄 附 金	寄附金	千円	千円	千円
		0	15,000	15,000
歳 入 合 計		0	15,000	15,000

6 県	債		0	20,000	20,000
		1 県	0	20,000	20,000
歳	入	合	16,630	35,000	51,630
	出	計			

款	項	補正前の額	補正額	計
1 有料道路三朝高原道路事業	有料道路三朝高原道路事業	16,630	35,000	51,630
歳	出	合	計	16,630 35,000 51,630

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	利率	限度額	利率
有料道路三朝高原道路事業	0	7	20,000	10

補正の法 利率の法 償還の法
 補正の法 利率の法 償還の法
 補正の法 利率の法 償還の法

補正の法 利率の法 償還の法
 補正の法 利率の法 償還の法
 補正の法 利率の法 償還の法

補正の法 利率の法 償還の法
 補正の法 利率の法 償還の法
 補正の法 利率の法 償還の法

補正の法 利率の法 償還の法
 補正の法 利率の法 償還の法
 補正の法 利率の法 償還の法

計	0	20,000		
---	---	--------	--	--

又は繰上償還を申し、償還は、償還すべきものとす。

昭和43年度鳥取県蒜山大山有料道路事業特別会計補正予算
 昭和43年度鳥取県の蒜山大山有料道路事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,600千円を追加し、歳入歳出それぞれ23,600千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正前の額		補正額		計
		千円	円	千円	円	
1 県	債	15,000	0	5,000	0	20,000
2 諸	収	0	0	3,600	0	3,600
	入					

歳入	合計	15,000	8,600	23,600
歳出	合計	15,000	8,600	23,600

款	項	補正前の額	補正額	計
1 燕山大山有料道路事業費		15,000	8,600	23,600
	1 燕山大山有料道路事業費	15,000	8,600	23,600
歳出	合計	15,000	8,600	23,600

第2表 地方債補正

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	利率	限度額	利率
燕山大山有料道路建設費	15,000		20,000	
計	15,000		20,000	

鳥取県告示第七百三十四号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所在地	申出の受理の年月日
明石齒科診療所	西伯郡名和町御来屋九七四	昭和四十三年九月十七日
渡部外科医院	境港市上道町一九九〇の二	十月一日
野田外科医院	倉吉市境町三丁目七三	"
岡田薬局	米子市上後藤二九四の二	"
谷口歯科医院	鳥取市立川町五丁目一四一の二	"
岡本 "	東伯郡東伯町浦安殿見土居	十五日
都田薬局	米子市道笑町三丁目八八	"

鳥取県告示第七百三十五号

昭和四十三年三月二十三日付で東伯郡北条町大字江北七百九十八番四地江北土地改良区から申請のあつた東伯郡北条町江北地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類
 - 二 換地計画の写し
 - 三 縦覧に供する期間
- 昭和四十三年十一月五日から二十日間
- 縦覧に供する場所
- 北条町役場

鳥取県告示第七百三十六号

昭和四十三年三月三十日付で倉吉市八屋八十二番二地西郷土地改良区から申請のあつた倉吉市西郷地区の換地計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十三年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十三年十一月五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

鳥取県告示第七百三十七号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号の規定による豚の家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和四十三年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 開催場所 米子市両三柳三二〇鳥取県中小家畜試験場

二 開催期間 昭和四十三年十二月二日から十二月十一日まで

三 受講手続 鳥取県家畜人工授精講習会規程第六条の受講願書（二部）

に同規程同条各号に掲げる書類（各一部）を添えて所轄の家畜保健衛生所へ十一月十五日までに提出すること。

四 その他

1 講習会終了後に修業試験を実施する。

2 その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第七百三十八号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十三年十一月五日から施行する。

昭和四十三年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

神奈川県 京都府中郡 佐賀県杵島郡 大分県宇佐市 宮崎県

鹿児島県

鳥取県告示第七百三十九号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十三年十一月五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 作業種類 基本測量（一等磁気測量）
- 二 作業期間 昭和四十三年十一月六日から
昭和四十三年十二月十二日まで
- 三 作業地域 倉吉市

正 誤

昭和四十三年十月鳥取県告示第六百九十五号（解除予定の保安林にする旨の通知について）中次の箇所（誤り）があつたので、訂正する。

頁段行 誤 正

六上十五 水源のかい葎 水源のかん葎

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】